

第 31 号 議 案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～70 略						1～70 略					
71	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分	敷地内に広い空地を有するマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		1件	160,000円	71	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特	敷地内に広い空地を有するマンションの容積率の特例許可申請手数料		1件	160,000円

	の高さに関する特例の許可の申請に対する審査				
72～75 略					
76	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この項及び次項において「法」という。）第5条の13第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請又は法第5条の16第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画認定又は認定更新申請手数料	(1) 法第5条の14各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の8第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下この項及び次項において「長期修繕	1件	4,000円

	例の許可の申請に対する審査				
72～75 略					
76	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この項及び次項において「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請又は法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画認定又は認定更新申請手数料	(1) 法第5条の4各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下この項及び次項において「長期修繕	1件	4,000円

			計画」とい う。)の数が 1である場合 イ 長期修繕計 画の数が2以 上である場合	同	4,000円に 1を超える 長期修繕計 画の数に 1,000円を 乗じて得た 額を加算し た額				計画」とい う。)の数が 1である場合 イ 長期修繕計 画の数が2以 上である場合	同	4,000円に 1を超える 長期修繕計 画の数に 1,000円を 乗じて得た 額を加算し た額
			(2) その他の場合 ア 長期修繕計 画の数が1で ある場合 イ 長期修繕計 画の数が2以 上である場合	1件	29,000円				(2) その他の場合 ア 長期修繕計 画の数が1で ある場合 イ 長期修繕計 画の数が2以 上である場合	1件	29,000円
			イ 長期修繕計 画の数が2以 上である場合	同	29,000円に 1を超える 長期修繕計 画の数に 16,000円を 乗じて得た 額を加算し た額				イ 長期修繕計 画の数が2以 上である場合	同	29,000円に 1を超える 長期修繕計 画の数に 16,000円を 乗じて得た 額を加算し た額
77	法第5条の17 第1項の規定 に基づく管理	マンション管 理計画変更認 定申請手数料	(1) 変更前の管理 計画に係る長期 修繕計画の数が	1件	14,500円 (ただし、 長期修繕計	77	法第5条の7 第1項の規定 に基づく管理	マンション管 理計画変更認 定申請手数料	(1) 変更前の管理 計画に係る長期 修繕計画の数が	1件	14,500円 (ただし、 長期修繕計

計画の変更の 認定の申請に 対する審査	1である場合		画を追加する 場合に あっては、 当該金額に 当該追加す る長期修繕 計画の数に 16,000円を 乗じて得た 額を加算し た額)	計画の変更の 認定の申請に 対する審査	1である場合		画を追加す る場合に あっては、 当該金額に 当該追加す る長期修繕 計画の数に 16,000円を 乗じて得た 額を加算し た額)
	(2) 変更前の管理 計画に係る長期 修繕計画の数が 2以上である場 合	1件	14,500円に 1を超える 当該長期修 繕計画の数 に8,000円 を乗じて得 た額を加算 した額（た だし、長期 修繕計画を 追加する場 合にあって は、当該金 額に当該追 加する長期			(2) 変更前の管理 計画に係る長期 修繕計画の数が 2以上である場 合	

				修繕計画の 数に16,000 円を乗じて 得た額を加 算した額)					修繕計画の 数に16,000 円を乗じて 得た額を加 算した額)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の76の項及び77の項の改正部分は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。